

議第58号 呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

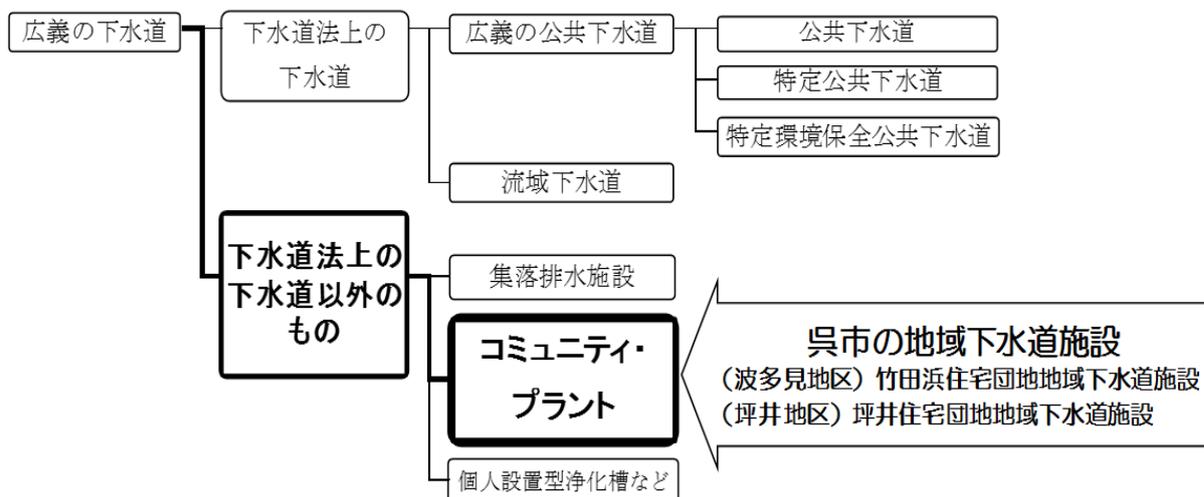
音戸町坪井地区の公共下水道接続（平成30年2月1日供用開始）に伴い、呉市地域下水道施設のうち、坪井住宅団地地域下水道施設を廃止するものです。

【参考】呉市地域下水道について

し尿や生活雑排水の処理方法（広義の下水道）は、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく公共下水道や流域下水道などと、集落排水施設や個人浄化槽などの同法に基づかないその他の汚水処理に区分されます。

呉市地域下水道は、環境省が制度を所管する「コミュニティ・プラント」に該当し、下水道法上の下水道に該当しない比較的小規模なし尿と生活雑排水の処理施設で、音戸町の波多見地区と坪井地区の2地区で整備され、合併に伴い呉市が事業を継承しています。

○下水道の種類



2 坪井住宅団地地域下水道施設の概要

処理能力	220人槽 60 m ³ /日
供用開始	平成4年5月
整備費	約28,000千円
使用料	3,700円/月
使用戸数	40世帯（平成29年10月末時点）

3 位置図（坪井住宅団地地域下水道対象区域）



4 坪井地域下水道運用基金の廃止（付則による改正）

坪井住宅団地地域下水道施設の廃止に伴い、同施設の維持管理に係る経費に充てるため設置された坪井地域下水道運用基金を廃止します。

【基金残高の推移】

（単位：円）

年度末		H26	H27	H28	H29（見込み）
坪井	積立額	1,000	1,235,000	490,000	647,000
	取崩し額	-	-	-	2,556,000
	残高	15,850,000	17,085,000	17,575,000	15,666,000

<参考>

（単位：円）

年度末		H26	H27	H28	H29（見込み）
竹田浜	積立額	3,000	1,435,000	1,019,000	3,004,000
	取崩し額	6,863,000	-	-	6,500,000
	残高	69,414,000	70,849,000	71,868,000	68,372,000

5 施行期日

- (1) 呉市地域下水道施設条例の一部改正に係る規定
平成30年4月1日
- (2) 呉市地域下水道基金条例の一部改正に係る規定
平成30年12月1日

6 新旧対照表

(1) 呉市地域下水道施設条例

現行		改正案	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
竹田浜住宅団地地域 下水道施設	呉市音戸町波 多見	竹田浜住宅団地地域 下水道施設	呉市音戸町波 多見
坪井住宅団地地域下 水道施設	呉市音戸町坪 井	(削除)	

(2) 呉市地域下水道基金条例（付則第2項の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 呉市地域下水道施設の維持管理に係る経費に充てるため、呉市地域下水道基金（以下「基金」という。）を次のように設置する。</p> <p><u>(1) 竹田浜地域下水道運用基金</u></p> <p><u>(2) 坪井地域下水道運用基金</u></p> <p><u>(経理の区分)</u></p> <p>第2条 前条各号に掲げる基金は、それぞれ区分して経理するものとする。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 呉市地域下水道施設の維持管理に係る経費に充てるため、呉市地域下水道基金（以下「基金」という。）として、<u>竹田浜地域下水道運用基金を設置する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第2条～第7条 (略)</p>